

実施計画（概要版）



実施計画（概要版）

経営方針1 ▶ 組織「組織の実行力」

社会環境の変化に迅速かつ適切に対応できるよう「組織の実行力」を高めます。

重点
到達目標

推進目標1. 法人経営・運営組織の機能強化

推進項目① 法人経営の機能強化

〔到達目標〕 法人運営機能の充実

〔到達目標〕 会員組織の充実

推進項目② 管理体制の充実

〔到達目標〕 組織体制の強化

〔到達目標〕 経営・活動計画の進行管理・策定

〔到達目標〕 広報・情報活動の強化

〔到達目標〕 事業運営の透明性の確保

〔到達目標〕 災害危機管理体制の充実



経営方針2 ▶ 組織「地域の福祉力」

地域社会のニーズに基づき、必要な事業を効果・効率的に実施し、「地域の福祉力」を高めます。

重点
到達目標

推進目標1. 多様な主体の参画による福祉のまちづくりの基盤整備

推進項目① 小地域福祉活動の拠点や仕組みの整備

〔到達目標〕 小地域（地区社協等）における生活支援活動の推進

推進項目② ボランティア・市民活動の支援

〔到達目標〕 ボランティア・NPO活動支援センター機能の充実に向けた支援

〔到達目標〕 地域共生社会の実現に向けた福祉教育の推進

推進項目③ 県域における地域福祉推進体制づくりの支援

〔到達目標〕 社会福祉法人等による地域公益活動推進体制づくりの支援



〔到達目標〕 多機関協働により制度の狭間の問題解決ができる人材の育成・支援



〔到達目標〕 地域における公益的な取組の普及啓発

〔到達目標〕 地域共生社会の実現に向けた連携・協働の仕組みづくりの促進支援

推進項目④ 災害福祉支援体制の構築

〔到達目標〕 災害福祉支援に向けた関係機関・団体との連携・促進

〔到達目標〕 災害派遣福祉チーム（DWAT）員の育成・支援

〔到達目標〕 災害ボランティア活動の支援・体制づくり

推進目標2. 地域を基盤とした総合相談・生活支援体制の整備・促進

推進項目① 地域における総合的な権利擁護体制の充実

〔到達目標〕 日常生活自立支援事業の適切な運営の確保

〔到達目標〕 日常生活自立支援事業担当者等の資質向上

〔到達目標〕 社協における法人後見事業の推進強化

〔到達目標〕 権利擁護に係る総合相談機能の整備促進

推進項目② 包括的な相談支援体制の整備

〔到達目標〕 市町村域における生活困窮者自立支援事業等の推進・強化

〔到達目標〕 生活福祉資金貸付事業等を通じた相談・支援機能の充実

〔到達目標〕 多機関協働による総合相談・生活支援体制整備の促進・支援

推進項目③ 触法高齢者・障害者の自立生活支援

〔到達目標〕 関係機関との連携による対象者の自立生活支援

〔到達目標〕 触法高齢者・障害者の理解促進

重点
到達目標

推進目標 3. 社会福祉法人等における福祉サービスの質の向上

推進項目① 社会福祉法人等の経営支援の推進

〔到達目標〕 社会福祉法人等の経営支援の推進

〔到達目標〕 種別団体と連携した政策提言活動の支援

推進項目② 福利厚生制度の充実

〔到達目標〕 福利厚生制度の充実

推進項目③ 福祉人材の確保の推進

〔到達目標〕 福祉人材の呼び戻しに向けた取組

〔到達目標〕 福祉の仕事の理解促進

〔到達目標〕 福祉人材の確保支援

★

推進項目④ 福祉人材の育成・定着支援

〔到達目標〕 社会福祉法人等におけるキャリアパス構築支援

★

〔到達目標〕 福祉現場のニーズに合った人材育成

〔到達目標〕 資格取得に向けた支援

〔到達目標〕 働きやすい職場づくりの支援

経営方針3 ▶人事・労務「人材の創造力」

**多角的な視点と責任感を持った人材を育成し、
意欲的に能力発揮できる職場環境づくりを進めることで、
「人材の創造力」を向上させます。**

重点
到達目標

推進目標 1. 人事・労務管理体制の充実強化

推進項目① 組織性・専門性を有する人材の育成

〔到達目標〕 事務局職員の資質向上

推進項目② 職場環境の整備

〔到達目標〕 雇用環境の充実

〔到達目標〕 安全衛生管理体制の充実

経営方針 4 ▶財務「経営の自立力」

**安定的・継続的に地域福祉活動を推進することができるよう、
財源獲得と徹底した財務管理により、
「経営の自立力」を高めます。**

重点
到達目標

推進目標 1. 財政基盤及び管理体制の整備

推進項目① 適正な財務管理の徹底

〔到達目標〕 安定的な財政基盤の確立

〔到達目標〕 会計基準省令に沿った適正な処理

經營企画委員会

関係資料

●設置要綱

●委員名簿

●経過報告



社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

経営企画委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人岡山県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会の法人経営に関する推進方策について、専門的な見地から検討を行うことを目的に、経営企画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 経営・活動計画の策定及び評価に関すること
- (2) 新規事業の実施及び既存事業の見直し検討に関すること
- (3) その他、法人経営の重要な事項に関すること

(委員)

第3条 委員会の委員の構成は、幅広く福祉関係者の中から、本会会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会に委員の互選による委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は委員会を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集し、議長を務める。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を徴収することができる。

(委員の報酬等)

第7条 委員が委員会への出席をはじめ委員会業務を行うときは、委員の報酬として11,500円を支弁するとともに、本会事務局職員旅費規程に基づく交通費を支払う。但し、公務員を除く。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

委員名簿

氏名	所属等	備考
◎山本浩史	新見公立短期大学 地域福祉学科 教授	学識経験者
○岡本浩次郎	浅口市社会福祉協議会 常務理事	市町村社協
中桐泰	岡山県民生委員児童委員協議会 副会長	民生委員児童委員
福原文徳	社会福祉法人日本原荘 理事長 (岡山県社会福祉法人経営者協議会 副会長)	施設経営社会福祉 法人施設関係者
妻井令三	認知症の人と家族の会岡山県支部 顧問	社会福祉団体関係者
豊田ひとみ	日本赤十字社岡山県支部 事務局長	社会福祉団体関係者

◎委員長 ○副委員長

※所属等は平成30年3月現在

経過報告

回 数	開催年月日	場 所	内 容
第1回	H29.8.8	きらめきプラザ	①委員長・副委員長の選任について ②第5次計画に関する評価（答申書）に対する第6次計画での取組並びに第6次計画内部評価書（平成25～29年度）について ③第7次計画骨子（案）作成に向けて
第2回	H29.10.12	きらめきプラザ	①第6次計画評価に関する外部評価について ②第6次計画評価に関する答申内容について ③第7次計画骨子（案）について
第3回	H29.11.2	きらめきプラザ	①第6次計画評価に関する答申書（案）について ②第7次計画（案）について

